

財産差押さえ執行の最終通達

訴訟対象者記号 (ろ)021号

本通知書は当該企業より執り行われた訴訟手続の一部不明箇所がございましたため、当センターより内容のご確認の旨で送付させて頂いております。また本通知書をもって当該企業より貴殿に対しての民事訴訟裁判が執り行われ必要措置手続きが開始された旨の最終確認通知と致します。

【訴状内容の旨】

1. 当該企業は被告に対し商品契約の不履行及び請求内容の不払いを申立てており貴殿の対応により財産の差押え執行を要求。
2. 訴訟費用は被告の負担とする。
3. 当該企業が受ける損失について財産の差押えを要求する。
4. 本書の通知を持って最終通告とする。

【紛争の要点、原因】

再三の当該企業による料金請求に対し、貴殿が従わず取合う誠意が見られなかったものとし、最終手段として裁判所による請求取立てを行うものとの申立て。

当センターでは原告と貴殿との平等性を保つための相談をさせて頂いております。また内容に関してのお問い合わせはプライバシー保護のためご本人様のみのお受けのみとなります。ご連絡がない場合に関しましては請求内容の判決の元執行官立会いにて財産の差押え等が執行されるおそれがありますので必ず異議がある場合に関してはご連絡のほどお願いいたします。

【異議申立手続き最終期日】 通知到達日より5日

法務省管理局 民事訴訟ご相談センター

受付時間 平日9:00~16:00

ご相談ダイヤル 03-4578-0917